

# 日本看護技術学会 査読ガイドライン

日本看護技術学会

編集委員会

## 1. 査読 (peer review)

本学会において査読とは、看護技術の学術的発展および看護実践の発展のために、学会趣旨を同じくする研究者および実践者同士が相互の研鑽を目的として、お互いの研究を吟味・評価しあうことをさします。

## 2. 査読の基本指針

- 日本看護技術学会誌（以下、本誌）は、看護技術の発展に資する学術活動の発表の場として位置づけられます。査読はこの立場から、論文の種類に応じ、新規性または独創性、有用性、論理性、発展性の観点で論文の意義を評価します。
- 看護技術の研究者および実践者相互の研究力の向上を支援する立場から、査読は批判的であるよりも建設的であることを旨とします。課題を指摘する場合には、代替案を示し、論文が改善され、投稿者がより成長できるように支援します。
- 看護実践として意義が高く、看護実践のエビデンスや実践知として高く評価できる場合には、可能な限り採択の方針で査読を行い、看護学としての意義が正当に理解・吟味できる論文となるように支援します。
- 看護技術の研究には、多様な理論的基盤や方法論を活用するという特徴があります。査読はあくまで相互研鑽の機会であることを踏まえ、査読にあたっては、投稿者の立場を尊重し、建設的・発展的にコメントします。
- 査読は客観性・公平性を旨とし、論文の内容が、自身の意見と一致しない、自身の研究と競合あるいは相反するなどの理由によって、採択・不採択を判断しないように注意します。

## 3. 査読者の役割

査読者は、投稿論文を査読基準（下記8）に基づいて評価し、その結果を担当編集委員に提出します。査読者の役割は担当編集委員へ意見を述べるまでであり、掲載可否の最終決定は編集委員長が行います。

なお、編集委員会の依頼に応じ年に1～2編の査読を担当することを役割とします。

## 4. 編集委員の役割

- (1) 編集委員は、専任査読者の中から査読者を2名選出して査読を依頼します。必要であれば、専任査読者以外の臨時査読者の選定を検討します。

- (2) 編集委員は査読者の査読結果を集約し、本誌への掲載可能性、設定期間内での修正可能性、査読継続の必要性を検討します。その際、必要があれば査読者が指摘していない重要な課題についてもコメントを加えます。これらを編集委員長に提出します。

## 5. 編集委員長の役割

- (1) 編集委員長は、編集委員の中から担当編集委員 1 名を選出します。
- (2) 編集委員長は、査読者の査読結果と担当編集委員の判定をもとに、本誌への掲載可否について最終決定を行います。

### 【査読評価】

このままで掲載可  
著者訂正後掲載可（再査読不要）  
著者訂正後再査読要  
掲載不可

## 6. 査読の流れ

- (1) 論文受付後、編集委員長は適切と判断する担当編集委員 1 名を選出します。
- (2) 査読依頼を受けた編集委員は、1 週間以内に諾否の応答をします。
- (3) 担当編集委員は専任査読者の中から適切と判断する査読者 2 名を選出します。専任査読者以外の査読が必要な場合は、編集委員長に相談します。
- (4) 査読依頼を受けた査読者は、1 週間以内に諾否の応答をします。査読の諾否は以下の点を勘案して検討します。
  - ①内容からみて適切な査読が可能か
  - ②査読者自身が当該論文に直接関係していないか
  - ③4 週間以内に査読が可能か
- (5) 査読依頼の承諾後、査読者は日本看護技術学会論文投稿システム上で査読が可能となります。4 週間以内に査読を実施し、担当編集委員に査読結果を提出します。
- (6) 査読結果を受け取った担当編集委員は、2 週間以内に査読結果の集約と、本誌への掲載可能性等を検討し、編集委員長に提出します。
- (7) 編集委員長は、査読者の査読結果と担当編集委員の判定をもとに、1 週間以内に本誌への掲載可否を最終決定し、著者に通知します。
- (8) 修正論文が提出された場合は、査読者に 2 回目の査読を依頼します。
- (9) 2 回目の査読結果をふまえ、担当編集委員は 2 週間以内に査読結果の集約と、本誌への掲載可能性等を検討し、編集委員長に提出します。編集委員長は、査読者の査読結果と担当編集委員の判定をもとに、1 週間以内に本誌への掲載可否を最終決定し、著者に通知します。

- (10) 査読は原則として3回目まで依頼します。3回目査読においてもさらに修正が必要な場合は、査読結果を投稿者に通知し、再提出を依頼します。再提出された修正論文の査読は編集委員が行い、修正が適切に行われたかどうかを確認します。

## 7. 査読の留意点

- (1) 日本看護技術学会論文投稿システムの投稿規程、査読ガイドラインをふまえて、査読基準の各項目（下記8）をご検討ください。査読意見では、優れた点と課題の両方を指摘し、投稿者が論文を改善するうえで役立つ具体的な提案をお書きください。そのうえで、このままで掲載可、著者訂正後掲載可（再査読不要）、著者訂正後再査読要、掲載不可の判定をしてください。ただし、掲載可否の最終決定は編集委員長が行います。掲載の可否について言及しないようご注意ください。
- (2) 査読者による査読は3回までとなっています。1回目の査読で課題をすべて指摘し、原則として、2回目以降は新たな課題の指摘をしないでください。ただし、修正内容により新たな指摘が必要となることはあります。
- (3) 「掲載不可」とするかは1回目査読で判断し、2または3回目査読で「掲載不可」とすることはできるだけ避けてください。実際には、修正後に研究の欠点が明確になり、1回目査読とは異なる判断になることはあります。
- (4) 1回目の査読で掲載不可と判定された方にも、編集委員の判断で修正論文の2回目の査読を依頼することがあります。
- (5) 倫理的観点から、投稿論文に関する守秘義務を遵守し、査読者としての業務の中で得た情報を当該業務以外の目的に用いることはしないでください。また、情報漏洩の観点から、論文の取り扱いには十分に注意してください。

## 8. 査読基準

評価項目	総説	原著	実践報告	資料
新規性または独創性		○		
有用性	○	○	○	○
論理性（論旨の一貫性）	○	○	○	○
発展性		○	○	

1. 新規性：新しい研究手法、知見などを含む
2. 独創性：研究の着想、手法、解析、考察などが独創的
3. 有用性：理論、結果、考察、結論などが学術的に有用
4. 論理性：論文全体に渡って、一貫した論旨で記述している

(2023年5月30日 作成)